

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3117号)

令和6年9月24日

横情審答申第3117号
令和6年9月24日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 松村雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和4年5月27日総コ第58号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「令和2年度、令和3年度不正防止内部通報及び特定要望記録・公表
制度委員会に所属する委員3名の採用にかかる文書の全て。」のうち、
「5 採用後、市が交付する採用通知書、解職、報酬、費用弁償、公務災
害補償、職員証、その他身分の取扱いに関する文書」の非開示決定に対
する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「令和2年度、令和3年度不正防止内部通報及び特定要望記録・公表制度委員会に所属する委員3名の採用にかかる文書の全て。」のうち、「5採用後、市が交付する採用通知書、解職、報酬、費用弁償、公務災害補償、職員証、その他身分の取扱いに関する文書」を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和4年4月8日付で行った「令和2年度、令和3年度不正防止内部通報及び特定要望記録・公表制度委員会に所属する委員3名の採用にかかる文書の全て。」のうち、「5採用後、市が交付する採用通知書、解職、報酬、費用弁償、公務災害補償、職員証、その他身分の取扱いに関する文書」（以下「本件審査請求文書」という。）の非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書を保有していないため、旧条例第10条第2項により非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 採用通知書について

横浜市不正防止内部通報及び特定要望記録・公表制度委員会（以下「委員会」という。）の委員（以下「委員」という。）に対しては、就任に当たり委嘱状を交付しており、採用通知書を交付する必要があることから、作成しておらず、保有していないため、非開示とした。

(2) 解嘱に関する文書について

令和2年度に委嘱した委員を任期途中で解嘱した事実はないし、委嘱に当たり解嘱についての取扱い等を文書で交付することもないことから、作成しておらず、保有していないため、非開示とした。

(3) 報酬、費用弁償及び公務災害補償に関する文書について

委員には、報酬、費用弁償及び公務災害補償に関する文書を交付していないことから、作成しておらず、保有していないため、非開示とした。

(4) 職員証について

横浜市職員服務規程（平成21年3月達第3号）第4条では、「職員は、職務の執行に当たっては・・・職員証を保持しなければならない」と規定しているが、同規程の対象となる職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第4条第1項の一般職に属する地方公務員である（同規程第1条第1項）。特別職の地方公務員である委員には同規程は適用されないため、職員証は作成しておらず、保有していないため、非開示とした。

(5) その他身分の取扱いに関する文書について

その他身分の取扱いに関する文書は、作成しておらず、保有していないため、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件処分を取り消し、本件審査請求文書の開示を求める。

(2) 採用通知書を交付していないことは、非常勤特別職職員に労働条件通知書を交付していないと解され、労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条、パートタイム労働法第6条に抵触するものである。

(3) 報酬等については、神奈川弁護士会に連絡票で伝えてあるとのことだが、被委嘱者が就任を承諾した後、個人毎に労働条件を交付する必要があるのが法令の定めである。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 委員について

委員会は、横浜市の内部通報に係る申出の受付、調査及び勧告、特定要望に係る助言等を行う実施機関の附属機関であり、委員3名で構成される。委員は、弁護士資格を有する者その他必要と認められる者の中から実施機関が委嘱し（横浜市不正防止内部通報制度及び特定要望記録・公表制度に関する要綱（平成22年3月16日行コ第304号。以下「要綱」という。）第3条第1項）、その身分は、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する特別職の地方公務員である。

(3) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、開示請求書の記載から、令和2年度の改選による委員に対して実施機関が交付した採用通知書その他の身分の取扱いに関する文書と解される。

(4) 本件審査請求文書の不存在について

ア 本件審査請求文書の不存在について実施機関に確認したところ、委員には委嘱状を交付しているため採用通知書は交付していない旨、委員は特別職の地方公務員であることから職員証を交付する必要がない旨、その他の本件審査請求文書についても交付する必要がないことから作成も保有もしていない旨の説明があった。

イ 当審査会は以上を踏まえ、次のように判断する。

審査請求人は、本件審査請求文書が存在しなければ、労働関係法令に抵触する旨を主張するが、労働基準法上の労働者とは、業務遂行上使用者の指揮監督を受け、勤務時間についても拘束を受ける者を指すと解されており、学識に基づき審査や協議を行い、要綱上も内部通報の受理・不受理の決定権限等が付与されている（第7条第1項）委員はこれに該当しないし、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）は地方公務員には適用されない（同法第29条）ので、この主張は認めることができない。

したがって、本件審査請求文書はいずれも作成しておらず、保有していないとの実施機関の説明は首肯できるし、そのほかに本件審査請求文書が存在することを推認させるような事情も認められない。

(5) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第五部会)

委員 久末弥生、委員 萩野寛雄、委員 吉田仁美

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和4年5月27日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和4年7月13日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和4年10月14日	・実施機関から口頭意見陳述の記録を受理
令和6年7月23日 (第1回第五部会)	・審議
令和6年8月27日 (第2回第五部会)	・審議